

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 《里兆法律资讯》通过多渠道发送，旨在向企业、社会公众提供最新的中国法律及资讯信息、以及律师研究成果等公益法律服务；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明、免责声明、以及其他更多内容，请访问里兆律师事务所网站中的“[里兆法律资讯](#)”栏目；
- 您还可关注微信公众号“里兆视野”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」は最新の中国法律及び弁護士による研究成果など公益の一助となる法律サービスを企業及び一般向けに提供することを目的として、多様なチャネルから配信しております。
- 「里兆法律情報」の受信閲覧規則、著作権表示、免責事項、及びその他さらに多くのコンテンツをご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」欄にアクセスしてください。
- WeChat 公式アカウント「里兆視野」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます（左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます）。

この文書は、里兆法律事務所（LeeZhao Law Office）の登録商標です。この文書の複製、転載、または他の目的での使用は、里兆法律事務所の事前の書面許可なくしてはなりません。

Issue 766・2022/03/15～2022/03/21

目录

（点击目录标题，可转至相应主文；点击主文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 最高人民法院关于适用《中华人民共和国反不正当竞争法》若干问题的解释..... 2
- 财政部、国家税务总局关于进一步实施小微企业所得税优惠政策的公告..... 3
- 国家发展和改革委员会等五部门关于做好 2022 年享受税收优惠政策的集成电路企业或项目、软件企业清单制定工作有关要求的通知..... 3
- 广东省人力资源和社会保障厅等三部门关于印发《广东省企业职工基本养老保险单位缴费比例过渡方案》的通知..... 4

二、最新资讯

- 全国信息安全标准化技术委员会加快研制网络安全急需重点标准..... 4

三、里兆解读

- 《个人信息保护法》应对中的企业常见问题 Q&A..... 5

四、近期热点话题..... 8

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 「中華人民共和国不正競争防止法」の適用に関する若干事項についての最高人民法院による解釈..... 2
- 零細企業所得稅優遇政策の更なる実施に関する財政部、國家稅務總局による公告..... 3
- 2022 年に租稅優遇政策を享受する集積回路企業又はプロジェクト、ソフトウェア企業リスト作成作業を遂行することに関する要求についての國家發展改革委員會等 5 部門による通知..... 3
- 「廣東省企業從業員基本養老保險使用者納付比率移行案」の印刷配布に関する廣東省人資源社會保險廳等 3 部門による通知..... 4

二、新着情報

- 全國情報セキュリティ標準化技術委員會は、サイバーセキュリティのために必要な重要基準の開発を加速させる..... 4

三、里兆解説

- 「個人情報保護法」の対応において企業からのよくある質問 Q&A..... 5

四、トピックス..... 8

一、最新中国法令

- 最高人民法院关于适用《中华人民共和国反不正当竞争法》若干问题的解释

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2022〕9号

【发布日期】2022-03-17

【实施日期】2022-03-20

【内容提要】该司法解释重点对《反不正当竞争法》第二条、仿冒混淆、虚假宣传、网络不正当竞争等行为认定作出细化。

反不正当竞争法第二条
- 经营者扰乱市场竞争秩序，损害其他经营者或者消费者合法权益，且属于违反《反不正当竞争法》第二章及专利法、商标法、著作权法等规定之外情形的，法院可以适用《反不正当竞争法》第二条（一般条款）予以认定。 - 法院运用一般条款认定市场竞争行为正当与否，核心是判断经营者是否违反商业道德。 《反不正当竞争法》中的“商业道德”，应当是特定商业领域普遍遵循和认可的行为规范。 - 法院应当结合案件具体情况，综合考虑行业规则或者商业惯例、经营者的主观状态、交易相对人的选择意愿、对消费者权益、市场竞争秩序、社会公共利益的影响等因素，依法判断经营者是否违反商业道德。
仿冒混淆
- 明确“有一定影响”的标识的含义和认定考量因素。具有一定的市场知名度并具有区别商品来源的显著特征的标识，可认定为“有一定影响”的标识。 - 属于商标法禁用禁注范围的标志不能获得《反不正当竞争法》的保护。 - 市场主体登记管理部门依法登记的企业名称，以及在中国境内进行商业使用的境外企业名称，法院可以认定为《反不正当竞争法》第六条第二项规定的“企业名称”。
虚假宣传
- 经营者在商业宣传过程中，提供不真实的商品相关信息，欺骗、误导相关公众的，法院应当认定为《反不正当竞争法》第八条第一款规定的“虚假的商业宣传”。 - 经营者具有“对商品作片面的宣传或者对比”、“将科学上未定论的观点、现象等当作

一、最新中国法令

- 「中華人民共和国不正競争防止法」の適用に関する若干事項についての最高人民法院による解釈

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈〔2022〕9号

【発布日】2022-03-17

【実施日】2022-03-20

【概要】本司法解释では、「不正競争防止法」第二条、模倣混同、虚偽宣伝、インターネットでの不正競争などの行為認定を重点的に詳細化した。

不正競争防止法第二条
- 事業者が市場競争秩序を乱し、その他の事業者又は消費者の適法な権益を損ない、且つ「不正競争防止法」第二章及び特許法、商標法、著作権法等の規定以外の状況に該当する場合、裁判所は「不正競争防止法」第二条（一般条項）を適用して認定することができる。 - 裁判所が一般条項を運用して市場競争行為が正当か否かを認定する際には、事業者が商業モラルに違反しているかどうかを判断することが核心的要素となる。 「不正競争防止法」における「商業モラル」とは、特定の商業分野において一般的に遵守され、認められている行為規範でなければならない。 - 裁判所は事案の具体的な状況を踏まえ、業界規則又は商業慣例、事業者の主観状態、取引相手の選択の意向、消費者権益、市場競争秩序、社会公共利益への影響などの要素を総合的に考慮し、法律に依拠して事業者が商業モラルに違反しているかどうかを判断しなければならない。
模倣混同
「一定の影響がある」標識の意味及び認定の考慮要素を明確にした。一定の市場知名度があり、且つ商品の出所を区別する顕著な特徴を有する標識は、「一定の影響がある」標識と認定されることができる。 - 商標法で使用及び登録が禁止されている範囲に該当する標識は、「不正競争防止法」の保護を受けることができない。 - 事業者登録管理部門が法律に依拠して登録した企業名称、及び中国国内で商業使用を行う海外企業名称は、裁判所が「不正競争防止法」第六条第二項に定める「企業名称」とであると認定することができる。
虚偽宣伝
- 事業者が商業宣伝の過程において、商品に関する真実ではない情報を提供し、関係する一般大衆を欺き、誤った認識を抱かせた場合、裁判所は、「不正競争防止法」第八条第一項に定める「虚偽の商業宣伝」と認定しなければならない。 - 事業者が「商品について一方の宣伝又は比較を行い」、「科学的に定説のない観点、現象などを

定论的事实用于商品宣传”、“使用歧义性语言进行商业宣传”等行为之一，欺骗、误导相关公众的，法院可以认定为《反不正当竞争法》第八条第一款规定的“引人误解的商业宣传”。
网络不正当竞争行为 ▪ 未经其他经营者和用户同意而直接发生的目标跳转，法院应当认定为《反不正当竞争法》第十二条第二款第一项规定的“强制进行目标跳转”。 ▪ 经营者事前未明确提示并经用户同意，以误导、欺骗、强迫用户修改、关闭、卸载等方式，恶意干扰或者破坏其他经营者合法提供的网络产品或者服务，法院应当依照《反不正当竞争法》第十二条第二款第二项予以认定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-351291.html>

定説の事実として商品の宣伝のために利用する」、「多義性のある言語を用いて商業宣伝を行う」などの行為のいずれかに該当し、関係する一般大衆を欺き、誤った認識を抱かせた場合、裁判所は、「不正競争防止法」第八条第一項に定める「誤解を招く商業宣伝」と認定することができる。
インターネットでの不正競争行為 ▪ その他の事業者や利用者の同意を得ることなく、直接に対象サイトへジャンプする行為については、裁判所は不正競争防止法第十二条第二項第一号に定める「強制的な対象サイトへのジャンプ」として認定しなければならない。 ▪ 事業者が事前に明示し且つ利用者の同意を得ることなく、利用者に対し、変更、閉鎖、アンインストールするよう誤った認識を抱かせ、欺き、強要する方法を通して、その他の事業者が適法に提供するインターネット製品又はサービスを悪意により妨害し又は破壊した場合、裁判所は「不正競争防止法」第十二条第二項第二号に基づき認定しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-351291.html>

● 财政部、国家税务总局关于进一步实施小微企业所得税优惠政策的公告

【发布单位】财政部、国家税务总局
【发布文号】财政部、国家税务总局公告 2022 年第 13 号
【发布日期】2022-03-18
【实施日期】2022-01-01 至 2024-12-31
【内容提要】对小型微利企业年应纳税所得额超过 100 万元但不超过 300 万元的部分，减按 25% 计入应纳税所得额，按 20% 的税率缴纳企业所得税。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202203/t20220317_3795819.htm

● 国家发展和改革委员会等五部门关于做好 2022 年享受税收优惠政策的集成电路企业或项目、软件企业清单制定工作有关要求的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会等五部门
【发布文号】发改高技〔2022〕390 号
【发布日期】2022-03-14
【实施日期】2022-03-14
【内容提要】根据该通知：

- 2021 年已列入清单的企业如需享受新一年度税收优惠政策（进口环节增值税分期纳税政策除外），2022 年需重新申报。申请列入清单的企业应于 2022 年 03

● 零細企業所得稅優遇政策の更なる実施に関する財政部、国家税務総局による公告

【発布機関】財政部、国家税務総局
【発布番号】財政部、国家税務総局公告 2022 年第 13 号
【発布日】2022-03-18
【実施期間】2022-01-01 から 2024-12-31 まで
【概要】小規模薄利企業の年間課税所得額が 100 万元を超えるが 300 万元以下の部分については、25% で課税所得額を算出し、20% の税率により企業所得税を納付する。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202203/t20220317_3795819.htm

● 2022 年に租税優遇政策を享受する集積回路企業又はプロジェクト、ソフトウェア企業リスト作成作業を遂行することに関する要求についての国家発展改革委員会等 5 部門による通知

【発布機関】国家発展改革委員会等 5 部門
【発布番号】发改高技〔2022〕390 号
【発布日】2022-03-14
【実施日】2022-03-14
【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 2021 年に既にリストに記載された企業が、新年度の租税優遇政策（輸入段階増値税の分割納税政策を除く）を享受する必要がある場合、2022 年に改めて申告する必要がある。リストへ

月 25 日至 04 月 16 日通过[信息填报系统](#)进行申报。

- 清单印发前，企业可依据税务有关管理规定，先行按照企业条件和项目标准享受相关国内税收优惠政策；清单印发后，如企业未被列入清单，应按规定补缴已享受优惠的企业所得税款。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202203/t20220315_1319318.html?code=&state=123

- [广东省人力资源和社会保障厅等三部门关于印发《广东省企业职工基本养老保险单位缴费比例过渡方案》的通知](#)

【发布单位】广东省人力资源和社会保障厅、广东省财政厅、国家税务总局广东省税务局

【发布文号】粤人社发〔2022〕8 号

【发布日期】2022-03-16

【内容提要】根据该通知，广东省将采取分步过渡的方式，用两年时间将全省企业职工基本养老保险单位缴费比例从 14% 过渡至 16%。2022 年 01 月起，统一调整至 15%；2023 年 01 月起，统一调整至 16%。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://hrss.gd.gov.cn/zcfg/content/post_3884778.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [全国信息安全标准化技术委员会加快研制网络安全急需重点标准](#)

日前，全国信息安全标准化技术委员会对外发布《[2022 年度工作要点](#)》。其中包括：研制重要数据保护、数据安全风险评估、数据交易服务安全、政务数据处理、智能手机预装应用程序、敏感个人信息处理、大型互联网企业个人信息保护监督机构

の登録を申請する企業は、2022 年 3 月 25 日から 4 月 16 日までの期間に、[情報記入システム](#)を通じて申告しなければならない。

- リストが印刷・配布される前に、企業は税務関連管理規定に基づき、企業条件及びプロジェクト基準に基づき関連国内租税優遇政策を先行して享受することができる。リストが印刷・配布された後、企業がリストに記載されていない場合は、規定に従って優遇を享受した企業所得税を追納しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202203/t20220315_1319318.html?code=&state=123

- [「广东省企业职工基本养老保险单位缴费比例转移案」の印刷配布に関する广东省人力资源和社会保障厅等 3 部門による通知](#)

【発布機関】広東省人的資源社会保険庁、広東省財政庁、国家税務総局広東省税務局

【発布番号】粵人社発〔2022〕8 号

【発布日】2022-03-16

【概要】本通知によると、広東省は段階的に移行する方式を採用し、2 年間で全省における企業従業員の基本養老保険の使用者納付比率を 14% から 16% へと調整する。2022 年 1 月からは 15% に、2023 年 1 月からは 16% に調整する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://hrss.gd.gov.cn/zcfg/content/post_3884778.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [全国情報セキュリティ標準化技術委員会は、サイバーセキュリティのために必要な重要基準の開発を加速させる](#)

先頃、全国情報セキュリティ標準化技術委員会は、[「2022 年度作業要点」](#)を公布した。それには、研究・製造に関する重要データの保護、データセキュリティリスク評価、データ取引サービスのセキュリティ、政務データの取扱い、スマートフォンにプリインストールされたアプリケーション

要求、关键信息基础设施安全测评要求等急需重点标准。

（里兆律师事务所 2022 年 03 月 19 日编写）

三、里兆解读

● 《个人信息保护法》应对中的企业常见问题 Q&A

《个人信息保护法》（“《个保法》”）已于 2021 年 11 月 1 日正式生效，很多企业也在相继按照《个保法》的要求，积极采取各项应对措施。对于在此过程中出现的一些常见问题，我们进行了如下梳理和解答（以 Q&A 的形式），供其他企业在应对《个保法》时参考。

Q1：中国境外的公司是否也受《个保法》约束？

A1：根据《个保法》第 3 条，在中国境外处理中国境内自然人个人信息的活动，有下列情形之一的，也适用《个保法》：（1）以向境内自然人提供产品或者服务为目的；（2）分析、评估境内自然人的行为；（3）法律、行政法规规定的其他情形。即，《个保法》具有域外效力，中国境外的公司同样可能受《个保法》的约束。

具体而言，比如境外公司搭建了一个网站面向中国境内的自然人销售产品，该网站提供中文服务。中国境内自然人浏览该网站及下单的过程中，该网站会处理中国境内自然人的个人信息。那么，此时该境外公司通常就会被认为属于“以向境内自然人提供产品或者服务为目的”处理中国境内自然人的个人信息，并适用《个保法》。

Q2：《个保法》是否对中国境内的 B2B 企业不适用？

A2：《个保法》对中国境内所有主体实施的个人信息处理活动进行规制，同样也包括了中国境内 B2B 企业的个人信息处理活动。

对于 B2B 企业而言，通常涉及的主要是员工及业务合作伙伴（客户、供应商、经销商等）相关人员（比如，联络人）的个人信息处理。

ン、機微な個人情報の取扱い、大手インターネット企業の個人情報保護監督機構の要求、重要な情報インフラのセキュリティ評価の要求などの緊急に必要とされる重点基準が含まれている。

（里兆法律事務所が 2022 年 3 月 19 日付で作成）

三、里兆解説

● 「個人情報保護法」の対応において企業からのよくある質問 Q&A

「個人情報保護法」が 2021 年 11 月 1 日から施行され、多くの企業が「個人情報保護法」の要求に従い、積極的に各種対処策を講じている。この過程でよく寄せられる質問について、他の企業も「個人情報保護法」に対処する際に参考にすることができるよう、以下の通り整理し、Q&A の形式をもって解答する。

Q1：中国域外の会社も「個人情報保護法」に拘束されるのか？

A1：「個人情報保護法」第 3 条によると、中国域外において中国域内の自然人の個人情報を取扱う活動が以下のいずれかに該当する場合、やはり「個人情報保護法」が適用される。（1）中国域内の自然人に製品またはサービスを提供することを目的としていること。（2）中国域内の自然人の行為を分析し、評価するもの。（3）法律、行政法規に定められたその他の状況。すなわち、「個人情報保護法」は中国域外適用がなされ、中国域外の会社も同様に「個人情報保護法」の拘束を受ける可能性がある。

具体的には、例えば、中国域外の会社が中国域内の自然人向けに製品を販売するウェブサイト構築し、このウェブサイトが中国語サービスを提供している場合、中国域内の自然人が同サイトを閲覧し、注文する過程で、同サイトは中国域内の自然人の個人情報を取扱うことになる。このとき、当該中国域外の会社は通常、「中国域内の自然人に製品またはサービスを提供することを目的として」おり、中国域内の自然人の個人情報を取扱うことに該当すると見なされ、「個人情報保護法」が適用される。

Q2：「個人情報保護法」は中国域内の B2B 企業にも適用されるか？

A2：「個人情報保護法」は中国域内のすべての主体が実施する個人情報取扱活動を規制し、中国域内の B2B 企業の個人情報取扱活動も同じくこの規制対象に含まれている。

B2B 企業からみると、主に取り扱うことになるのは、従業員や業務パートナー（クライアント、サプライヤー、ディーラーなど）の関係者（例えば、窓口担当者）の個人情報で

ある。

Q3: 处理员工个人信息的过程中, 需要特别注意哪些事项?

A3: 最主要的是, 向员工告知处理个人信息的情况, 并获取员工关于对处理个人信息的同意。

《个保法》第 13 条规定, 为订立、履行个人作为一方当事人的合同所必需(比如, 劳动合同), 或者按照依法制定的劳动规章制度和依法签订的集体合同实施人力资源管理所必需而处理个人信息, 不需要获得个人同意, 这为单位处理员工个人信息的“豁免同意”提供了依据。但是, 需要提醒的是:

1. 实践中, 何谓“必需”本身是容易产生争议的;
2. 即便可以豁免同意, 仍不能豁免告知义务, 即, 企业仍需向员工告知处理员工个人信息的目的、方式、种类、存储个人信息的期限、员工行使法定权利的程序等。

因此, 单位在处理员工个人信息时, 比较妥当且安全的做法是, 单位制定员工个人信息处理知情同意书, 在知情同意书中对处理员工个人信息的情况进行告知, 并取得员工的同意。

Q4: 境内企业向境外实体跨境提供个人信息是否有限制?

A4: 境内企业需履行告知+单独同意义务和个人信息保护影响评估及记录义务, 并满足个人信息出境前置条件。

关于告知+单独同意义务, 根据《个保法》第 17 及第 39 条, 境内企业应当告知个人, 境内企业的名称和联系方式; 个人信息出境的目的、种类、方式和目的; 个人向境内企业及境外接收方行使法定权利(查询、复制、更正个人信息等权利)的方式和程序; 境外接收方的名称、联系方式等。同时, 在告知上述内容的前提下, 还应当取得个人的单独同意¹。

关于个人信息保护影响评估及记录, 根据《个保法》第 55 条, 境内企业需进行个人信息保护影响评估, 并对处理情况进行记录。个人信息保护影响评估应

Q3: 従業員の個人情報を取扱う際に、どのようなことに特に注意すべきか?

A3: 最も重要なことは、個人情報の取扱状況を従業員に告知し、従業員からその個人情報の取扱に対する同意を取得することである。

「個人情報保護法」第 13 条では、個人が当事者の一方となって契約を締結し、履行するために必須である(例えば、労働契約など)、又は法に依拠し制定された労働規則制度及び法に依拠し締結された労働協約に基づき人的資源管理を実施するうえで必須となる個人情報を取扱うために、個人から同意を取得する必要はないと定めており、これは、企業が従業員の個人情報を取扱う際の「同意免除」に根拠を提供しているのだが、次の点に注意しなければならない。

1. 実務運用上、何を以て「必須」であるとするのか、それ自体が論争を生みやすい。
2. 同意が免除されても、告知義務は免除されない。すなわち、企業は従業員の個人情報を取扱う目的、方法、種類、個人情報を保存する期限、従業員が法定権利を行使する手順などを従業員に告知しなければならない。

従って、企業が従業員の個人情報を取扱う際に、比較的妥当かつ安全な方法は、企業が従業員の個人情報の取扱に関する同意説明文書を作成しておき、同意説明文書の中で従業員の個人情報を取扱う状況について告知し、且つ従業員からその同意を得ることである。

Q4: 中国域内企業が中国域外の実体に対し、国境をまたいで個人情報を提供することに制限はあるか?

A4: 中国域内企業は告知の実施+個別の同意取得の義務と個人情報保護影響評価及び記録義務を履行し、個人情報の域外移転前置条件を満たす必要がある。

告知の実施+個別の同意取得の義務については、「個人情報保護法」第 17 及び第 39 条によると、中国域内企業は、中国域内企業の名称及び連絡先、個人情報の域外移転の目的、種類、方法と目的、個人が中国域内企業及び中国域外受領者に対し法定権利(個人情報の照会、複製、訂正などの権利)を行使する方法と手順、中国域外受領者の名称、連絡先などを個人に告知しなければならない、とされている。また、上記の内容を告知する前提で、個人の個別の同意¹も取得しなければならない。

個人情報保護の影響評価及び記録については、「個人情報保護法」第 55 条によると、中国域内企業は個人情報保護の影響評価を行い、取扱状況を記録する必

¹ 根据《网络数据安全条例(征求意见稿)》, 单独同意是指数据处理者在开展具体数据处理活动时, 对每项个人信息取得个人同意, 不包括一次性针对多项个人信息、多种处理活动的同意。

¹ 「ネットワークデータセキュリティ管理条例(意見募集稿)」によると、個別の同意とは、データ取扱者が具体的なデータ取扱活動を実施する際に、各個人情報に対して個人から同意を取得することをいい、複数の個人情報、取扱活動に対する一括的同意は含まない。

当包括下列内容：个人信息处理目的、处理方式等是否合法、正当、必要；对个人权益的影响及安全风险；所采取的保护措施是否合法、有效并与风险程度相适应。个人信息保护影响评估报告和处理情况记录应当至少保存三年。

关于满足个人信息出境前置条件，根据《个保法》第 38 条，向境外提供个人信息，需满足以下任一前置条件：

- 通过国家网信部门组织的安全评估。该条主要针对关键信息基础设施运营者（简称“CIIO”）及“处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者”。CIIO 主要集中在公共通信和信息服务、能源、交通、水利、金融、公共服务、电子政务、国防科技工业等重要行业和领域，具体由主管部门认定（认定结果会通知企业）。通常，外资企业属于 CIIO 的可能性较低。

关于“处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者”，根据《数据出境安全评估办法（征求意见稿）》，该数量标准为：

- 信息持有主体角度：处理个人信息总量达到 100 万人的企业，向境外传输个人信息需要进行安全评估。即、与实际跨境传输的个人信息的具体数量无关，如果境内企业持有 100 万人以上的个人信息，发生跨境传输行为时就需要进行安全评估；
- 跨境传输数量角度：企业累计跨境传输的个人信息数量超过 10 万人或敏感个人信息数量超过 1 万人的，向境外传输个人信息需要进行安全评估。即、关注的是实际跨境传输的个人信息种类和数量，与境外接收方和境内提供方的主体类型无关。
- 按照国家网信部门的规定经专业机构进行个人信息保护认证（目前认证程序及专业机构清单未公布，建议持续予以关注）。
- 与境外接收方签订国家网信部门制定的标准合同。相比于上述其他两项前置条件，本项条件应该是最为简便的，也往往是企业的首选（目前国家网信部门正在制定《个人信息出境标准合同规定》，建议持续予以关注）。

要があるとされている。個人情報保護の影響評価には、個人情報の取扱目的、取扱方法などが適法、正当、必要であるか否か、個人の權益に対する影響及び安全リスク、講じる保護措置が適法、有効であり且つリスクの度合いと見合っているかどうかといった内容が含まれていなければならない。個人情報保護影響の評価報告書と取扱状況記録は少なくとも 3 年間は保存しなければならない。

個人情報の域外移転前置条件を満たすことについては、「個人情報保護法」第 38 条によると、中国域外に個人情報を提供する際に、以下のいずれかの前置条件を満たす必要があるとされている。

- 国家インターネット情報部門によって実施される安全評価を通過すること。この規定は、主に重要情報インフラ事業者（略称「CIIO」）と「取扱う個人情報の数量が国家インターネット情報部門が定める数量に達している個人情報取扱者」を対象としている。CIIO は主に公共通信と情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、电子政务、国防科学技術工業などの重要な業界と分野に集中しており、具体的には主管部門により認定される（認定結果は企業に通知される）。一般的には、外資系企業が CIIO に属する可能性は低い。「取扱う個人情報の数量が国家インターネット情報部門が定める数量に達している個人情報取扱者」については、「データ域外移転安全評価方法（意見募集稿）」によれば、この数量の基準は以下の通りである。
 - 情報保有者に着眼すると、取扱う個人情報の合計数が 100 万人分に達する企業は、中国域外に個人情報を伝送する際には安全評価が必要となる。すなわち、実際に越境伝送する個人情報の具体的な数量とは関係なく、中国域内企業が 100 万人以上の個人情報を保有している場合、越境伝送行為が発生する時点で、安全評価を行う必要がある。
 - 越境伝送数量に着眼すると、企業が越境伝送する個人情報の数量が累計 10 万人分を超えたり、機微な個人情報の数量が累計 1 万人分を超えたりした場合、中国域外に個人情報を伝送する際には安全評価が必要である。すなわち、ここで注目されるのは実際に越境伝送される個人情報の種類と数量であり、中国域外受領者と中国域内提供者の種類とは無関係である。
- 国家インターネット情報部門の規定に従い、専門機関を通じて個人情報保護認証を行うこと（現在、認証手順と専門機関のリストはまだ公表されておらず、引き続き関心を払うのがよい）。
- 中国域外受領者との間において国家インターネット情報部門が制定した標準契約を締結すること。上記の他の 2 つの前置条件に比べて、本条件は最も簡便であり、企業が最初の選択肢とすることが多い（現在、国家インターネット情報部門は「個人情報域外移転標準契約規定」を制定しており、引き続き関心を払うのがよい）。

Q5: 企业是否需要制定个人信息处理的相关规章制度?

A5: 根据《个保法》第 51 条, 企业应当制定个人信息的内部管理制度和操作规程, 对个人信息实行分类管理, 采取相应的加密、去标识化等安全技术措施, 合理确定个人信息处理的操作权限并定期对从业人员进行安全教育和培训, 以及制定并组织实施个人信息安全事件应急预案。

为此, 企业应制定个人信息管理制度。具体而言, 首先, 对个人信息的收集、存储、使用、共享、委托处理、跨境传输、公开、转让、删除环节中, 负责处理个人信息的员工应尽的义务等进行具体规定; 其次, 将个人信息安全事件(例如: 个人信息泄露等)的应急预案涵盖在内; 同时, 对敏感个人信息和非敏感个人信息作出不同的管理要求, 以回应《个保法》要求的“对个人信息实行分类管理”。另外, 对处理个人信息人员的权限进行梳理及管理, 避免过度授权。

为了更好地贯彻落实个人信息管理制度, 建议将管理制度与员工手册/就业规则中的罚则进行衔接, 明确员工违规处理个人信息应接受的处分。同时, 为员工开展个人信息管理制度方面的培训, 提升员工个人信息的合规意识。

结语

《个保法》的出台给企业带来了新的合规挑战, 企业应积极学习、贯彻落实《个保法》的要求, 关注《个保法》配套性法规出台情况。在遇有个人信息保护问题时, 咨询专业人士, 在专业人士的帮助下进行应对。

(作者: 里兆律师事务所 丁志龙、陈晓鸣)

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (=律师近期的关注话题)

- [《个人信息保护法》应对中的企业常见问题](#)
- [《公司法\(修订草案\)》](#)

Q5: 企業は個人情報取扱に関する規則制度を制定する必要があるか?

A5: 「個人情報保護法」第 51 条によると、企業は個人情報の内部管理制度及び運用規程を制定し、個人情報に対して分類別管理を行い、相応の暗号化、非識別化などの安全技術措置を施し、個人情報取扱の運用権限を合理的に確定し、且つ従業員に対して定期的な安全教育と訓練を行い、個人情報の安全面での危機が生じた際の緊急時対応策を制定し、実施するようにしなければならない。

そのため、企業は個人情報管理制度を制定しなければならない。具体的には、まず、個人情報の収集、保存、使用、共有、取扱の委託、越境伝送、公開、譲渡、削除の過程において、個人情報の取扱を担当する従業員が果たすべき義務などを具体的に定め、次に、個人情報の安全面での危機が生じた際(例えば、個人情報の漏洩など)の緊急時対応策をこれの中に網羅しておくこと。これと同時に、機微な個人情報とそれ以外の個人情報に対して異なる管理要求を行っておくことで、「個人情報保護法」で求められる「個人情報に対して分類別管理を行う」ようにする。また、個人情報を取扱う者の権限を整理及び管理し、過度な授權は避けるようにする。

個人情報管理制度をよりよく貫徹し、実施するために、管理制度と従業員マニュアル/就業規則における罰則と紐づけ、従業員が個人情報を取扱う過程で規定を違反した際に受け入れるべき処分を明確にしておくのと同時に、従業員のために個人情報管理制度に関する研修を実施し、従業員の個人情報に関するコンプライアンス意識を高めるようにしておくのが好ましい。

終わりに

「個人情報保護法」の施行は、企業のコンプライアンス分野での新たな試練であり、企業は「個人情報保護法」の要求を積極的に学習し、貫徹し、「個人情報保護法」関連法令の施行状況に関心を払わなければならない。個人情報保護に関して疑問点があれば、専門家に相談し、専門家の助けを得ながら対応していくとよい。

(作者: 里兆法律事務所 丁志龍、陳曉鳴)

四、トピックス

※企業が最近注目している話題 (=弁護士が最近注目している話題)

- [「個人情報保護法」の対応で企業からのよくある質問](#)
- [「会社法\(改正草案\)」](#)